

令和8年度後期高齢者医療保険に係る限度区分の
判定及び保険料の算定誤りについて

2026年8月10日
郡山市市民部
国民健康保険課
課長：石井 章浩
TEL：924-2148

令和8年度後期高齢者医療保険事務において、税扶養情報の連携漏れにより限度区分※の判定及び保険料の算定誤りが判明しました。

※限度区分については裏面【参考】参照

1 誤りの内容と対応

内容	対象人数・金額等	対応
限度区分の 判定誤り	81名 令和8年7月17日に限度額区分を記載した令和8年度資格確認書等を発送済(有効期限：令和8年8月1日～)	81名のうち資格確認書の記載内容に変更が生じる18名の方には、令和8年8月21日に修正後の資格確認書を発送します。 修正前の資格確認書で8月中旬に医療機関を受診し、高額療養費や療養費としての申請が必要となる方には別途申請勧奨を行います。
保険料の 算定誤り	150名 総額 4,514,800 円の減額 (最小 3,000 円、最大 36,300 円) 令和8年度決定通知書は令和8年8月17日に発送予定	令和8年8月17日に変更前の「後期高齢者医療保険料額決定通知書」と変更後の「後期高齢者医療保険料額変更決定通知書」を発送します。

※納付書は変更後の正しいものだけを同封します。

2 経過等 従来、限度区分の判定等に必要な個人住民税課税情報と扶養情報が郡山市税総合システムから郡山市後期高齢者医療保険料徴収システムに連携されていた。

令和8年4月1日から、システム標準化したことにより扶養情報が郡山市後期高齢者医療保険料徴収システムに連携されなかった。

3 判明の経緯 令和8年7月17日 令和8年度資格確認書等を被保険者へ送付(48,874件)
令和8年7月30日 限度区分が変更になった被保険者から変更理由の問い合わせがあり、確認したところ、郡山市税総合システム上は被扶養者として申告済みの方の情報が、郡山市後期高齢者医

療保険料徴収システムでは未申告となっていた。

令和8年7月31日 原因を調査した結果、郡山市税総合システムから郡山市後期高齢者医療保険料徴収システムに扶養情報が連携されていないことが判明した。

令和8年8月10日 郡山市後期高齢者医療保険料徴収システムに扶養情報を取り込んだ結果、対象者が確定した。

4 主な原因 後期高齢者医療保険料徴収システムの構築運用保守を委託していた株式会社福島情報処理センターにおいて、個人住民税課税情報の連携のみで問題ないと判断し、扶養情報の取込機能を設けなかった。

5 再発防止策 委託業者に対し業務内容の確認と確実な検証を求めるとともに、市側のチェック体制を強化し、再発防止に努めて参ります。

【参考】限度区分別の高額療養費自己負担限度額と入院時の食事代

限度区分		負担割合	高額療養費自己負担限度額			入院時の食事代 (1食)
			個人単位【月額上限】 (外来のみ)	世帯単位【月額上限】 (入院+外来)	世帯単位【年間上限】 (入院+外来)	
現役並み所得者※1	現役Ⅲ ●課税所得 690万円以上の方	3割	270,300円 + (総医療費－901,000)×1% 《多数回 140,100円》※2		1,680,000円	550円
	現役Ⅱ ●課税所得 380万円以上の方		179,100円 + (総医療費－597,000)×1% 《多数回 93,000円》※2		1,110,000円	
	現役Ⅰ ●課税所得 145万円以上の方		85,800円 + (総医療費－286,000)×1% 《多数回 44,400円》※2		530,000円	
一般Ⅱ ●課税所得28万円以上 145万円未満の方 (収入要件あり)※3		2割	22,000円 年間上限 216,000円	61,500円 《多数回 44,400円》 ※2	530,000円 ※4	
一般Ⅰ ●課税所得 28万円未満の方					530,000円 ※4	
住民税非課税	区分Ⅱ ●世帯全員が住民税 非課税世帯の方	1割	11,000円 年間上限 96,000円	25,700円 《多数回 24,600円》 ※2	290,000円	270円 (91日以上 は220円)
	区分Ⅰ ●世帯全員が住民税非 課税でかつ、年金収入 826,500円以下、世帯全 員の各所得の合計が0円 となる世帯の方		8,000円	15,700円	180,000円	130円

本来の限度区分「区分Ⅰ」の方を「区分Ⅱ」と誤って判定していました。高額療養費の自己負担限度額や入院時の食事代が変更になります。